

# 要介護認定までの流れを確認しましょう

## 介護保険のサービスを利用するには要介護認定の申請が必要です



### 1 要介護（要支援）認定の申請をします

介護保険サービスの利用を希望する人は、指宿市の窓口にて認定の申請をしましょう。申請は、利用者本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

#### ■申請には以下のものがが必要です

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）

申請書には、主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がない場合は窓口にご相談ください。



### 2 認定調査が行われます

#### 認定調査

指宿市の職員などが自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聞き取り調査などをします（全国共通の調査票が使われます）。

#### 主治医意見書

利用者本人の主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。



### 認定調査を受けるときは…

#### 体調のよいとき（通常時）に調査を受ける

いつもと違う体調のときでは、正しい調査ができないことがあります。

#### 困っていることはメモしておく

緊張などから状況が伝えきれないこともあります。困りごとなどはメモしておくとうれしいです。

#### 家族などに同席してもらう

家族などいつもの介護者に同席してもらえば、より正確な調査ができます。

#### 日常使っている補装具があれば伝える

つえなど日常使っている補装具がある場合は、使用状況を伝えましょう。

### 3 審査・判定されます

まず認定調査の結果などからコンピュータ判定（一次判定）が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定（二次判定）されます。

- コンピュータ判定の結果…公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。（一次判定の結果）
- 特記事項…調査票には盛り込めない事項などが記入されます。
- 主治医意見書…かかりつけ医が作成した心身の状況についての意見書。

#### 介護認定審査会が審査・判定（二次判定）

指宿市が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



### 4 審査結果にもとづいて認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

平成27年8月から、介護保険の認定者に利用者負担の割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」も発行されます。

#### 要介護1～5

生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。介護保険の介護サービスが利用できます。

P8

#### 要支援1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などです。介護保険の介護予防サービスが利用できます。

P8

#### 非該当

生活機能の低下により将来的に要支援などへ移行する危険性がある人などです。指宿市が行う介護予防事業が利用できます。介護保険のサービスは利用できません。

※指宿市は平成29年4月に「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行します。

### 認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は新規の場合は原則6か月、更新認定の場合は原則6～12か月です（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間＋有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。